

販売業者が行わなければならない動物に関する情報の事前説明について

- ①顧客に動物を販売しようとする場合には事業所において対面により必要な情報を、
 ②第一種動物取扱業者に対し動物を販売しようとする場合(業者間取引)においても必要な情報を、
 相手方に書面等を交付して説明しなければなりません。

次の内容を書面等にして、相手方に情報提供を行ってください。

なお、情報提供を受けたことについて、相手方に署名等による確認を行わせてください。

基準省令	施行規則	内容	具体的記載内容の例
第2条 第7号ホ (業者間)	第8条の2 第2項 (一般顧客)		
(1)	一	品種等の名称	ヨークシャーテリア、ヒマラヤン、十姉妹など動物の品種名
(2)	二	性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	成体になったときの標準体重、標準体長など(専門書などを参照)
(3)	三	平均寿命その他の飼養期間に係る情報	平均寿命など(専門書などを参照)
(4)	四	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	動物の大きさや習性に応じた適当な広さや材質、付属施設(遊具、隠れ場など)、逸走防止構造など
(5)	五	適切な給餌及び給水の方法	・給餌の回数や内容(動物種によっては、与えてはいけない食べ物も記載)、量、給餌器具など ・給水は、常時新鮮な水が飲める状態を保つための方法、器具
(6)	六	適切な運動及び休養の方法	動物の習性などに応じた必要な運動、休息及び睡眠の確保ができるような方法
(7)	七	主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法など 《ペット動物販売業者用説明マニュアル(環境省発行)などを参照》
(8)	八	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)	去勢手術・不妊手術の方法、手術のメリット・デメリット、予想される費用の案内
(9)	九	(8)(八)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)	オス・メスの分別飼育、避妊薬の投与、ホルモン剤の埋込みなど

基準省令	施行規則	内容	具体的記載内容の例
第2条 第7号ホ (業者間)	第8条の2 第2項 (一般顧客)		
(10)	十	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	下記関係法令の内容 <ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(11)	十一	性別の判定結果	オス・メス (動物の種類や幼齢などの理由で性別判定が不能の場合は不明と記載)
(12)	十二	生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)	令和〇年〇月〇日生まれ
(13)	十三	不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)	哺乳類の不妊または去勢措置の実施の有無
(14)	十四	繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)	繁殖者の氏名(法人の場合は名称)・登録番号(または所在地) 輸入された動物で、繁殖者が不明な場合: 動物輸出者の氏名(法人の場合は名称) ・所在地 譲渡された動物で、繁殖者が不明な場合: その動物を譲渡した者の氏名(法人の場合は名称)・所在地
(15)	十五	所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)	現在の所有者の氏名などの情報
(16)	十六	当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	<ul style="list-style-type: none"> 病歴(疾病名、発症年月日、薬の種類、治療経過など) ワクチン接種状況(接種年月日、種類、ワクチンの効果) 投薬歴(抗生物質の種類など)
(17)	十七	当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)	親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況
(18)	十八	(1)から(17)(一から十七)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	手入れ(ブラッシング、爪切りなど)、しつけなどの方法

※相手方が第一種動物取扱業者の場合、(2)～(10)については、必要に応じて説明を行ってください。